

消 防 特 第 2 0 1 号
2 6 高 圧 第 1 3 号
平 成 2 6 年 1 0 月 1 日

関係道県消防防災主管部長 殿

総 務 省 消 防 庁 特 殊 災 害 室 長

経 済 産 業 省 商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ 高 圧 ガ ス 保 安 室 長

(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について (通知)

本日付けで公布・施行された政令第320号及び総務省・経済産業省告示第4号により石油コンビナート等特別防災区域の変更等が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令 の一部を改正する政令について

1. 概要

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）は、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる地区を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

特別防災区域の状況については、毎年調査を行っており、今年度の調査の結果、京葉臨海北部地区について特別防災区域の縮小を行う等の必要があることから、所要の改正を行う。

2. 改正内容

（1）基準日（その日における行政区画等をもって範囲を確定する日）を平成26年4月1日に変更

（2）区域の変更等

地区番号	地区名	都道府県	改正内容
6	八戸地区	青森県	区域表示の変更
14	京葉臨海北部地区	千葉県	区域縮小
20	根岸臨海地区	神奈川県	区域の一部縮小、一部拡張

3. 今後の予定

閣議 平成26年9月26日（金）

公布 平成26年10月1日（水）

施行 公布日施行

政令第三百二十号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成二十五年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改める。

別表第六号中「字宇兵衛河原、字遠山新田、字内河原、字館、字浜名谷地、字赤沼及び字海岸並びに豊洲」を「字宇兵エ河原の区域 同市豊洲並びに大字河原木字海岸、字館、字遠山新田、字内河原、字赤沼及び字浜名谷地」に改め、同表第十四号を次のように改める。

十四 京葉臨海北部地区

千葉縣市川市の区域のうち次の区域

- (1) 二俣新町の区域

(2) 高谷新町の区域 田尻及び上妙典の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) 本行徳及び高浜町の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第二十号(1)中「千鳥町」の下に「並びに磯子区鳳町」を加え、「磯子区鳳町、新磯子町、新森町及び新中原町の区域 同区原町及び磯子一丁目の区域」を「同区原町」に、「区域 同区新杉田町の区域のうち市道五百七十七号線と海岸線との間の区域」を「区域」に改め、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

(2) 磯子区新磯子町、新森町及び新中原町の区域 同区磯子一丁目の区域のうち東日本旅客鉄道株式会社根岸線と海岸線との間の区域 同区新杉田町の区域のうち一般国道三百五十七号線と海岸線との間の区域

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十六年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇五 (略)</p> <p>六 八戸地区</p> <p>青森県八戸市大字河原木字宇兵衛河原の区域 同市豊洲並びに大字河原木字海岸、字館、字遠山新田、字内河原、字赤沼及び字浜名谷地の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>六の二〇十三 (略)</p> <p>十四 京葉臨海北部地区</p> <p>千葉縣市川市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 二俣新町の区域</p> <p>(2) 高谷新町の区域 田尻及び上妙典の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(3) 本行徳及び高浜町の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>十五〇十九 (略)</p> <p>二十 根岸臨海地区</p> <p>神奈川県横浜市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 中区豊浦町及び千鳥町並びに磯子区鳳町の区域 同区原町のうち東日本旅客鉄道株式会社根岸線と海岸線との間の</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十五年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする</p> <p>別表 一〇五 (略)</p> <p>六 八戸地区</p> <p>青森県八戸市大字河原木字宇兵衛河原、字遠山新田、字内河原、字館、字浜名谷地、字赤沼及び字海岸並びに豊洲の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>六の二〇十三 (略)</p> <p>十四 京葉臨海北部地区</p> <p>イ 千葉県船橋市日の出二丁目、栄町二丁目、西浦二丁目及び西浦三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>ロ 千葉縣市川市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 二俣新町及び高谷新町の区域</p> <p>(2) 高浜町、本行徳、田尻及び上妙典の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>十五〇十九 (略)</p> <p>二十 根岸臨海地区</p> <p>神奈川県横浜市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 中区豊浦町及び千鳥町の区域 磯子区鳳町、新磯子町、新森町及び新中原町の区域 同区原町及</p>

区域

(2) 磯子区新磯子町、新森町及び新中原町の区域 同区磯子

一丁目の区域のうち東日本旅客鉄道株式会社根岸線と海岸
線との間の区域 同区新杉田町の区域のうち一般国道三百

(3) 五十七号線と海岸線との間の区域
金沢区鳥浜町の区域のうち主務大臣の定める区域 当該
区域に介在する道路の区域
二十一～七十五 (略)

び磯子一丁目の区域のうち東日本旅客鉄道株式会社根岸線
と海岸線との間の区域 同区新杉田町の区域のうち市道五
百七十七号線と海岸線との間の区域

(2) 金沢区鳥浜町の区域のうち主務大臣の定める区域 当該

区域に介在する道路の区域
二十一～七十五 (略)